

安曇野市議会基本条例（素案）に対する市から寄せられた要望への市議会の考え方について

安曇野議会基本条例（素案）について、安曇野市から要望が寄せられましたので、安曇野市議会の考え方をまとめ市に回答するとともに、下記のとおり公表させていただきます。

平成 25 年 6 月 5 日

安曇野市議会議長 高山 一 榮

No.	関係条文	要望の概要	市議会の考え方
1	第3条	○第3条（議員の活動原則）第1号中、「合議制の機関であることを認識し、」と謳われております。議員の活動原則に基づき意思決定がなされた議決結果について、議会の責務ということに関しては、どのようにお考えでしょうか。	<p>議会は、議決した機関として、決定過程における争点を明確にし、その論点の提示をした上で意思決定をしているか、換言すれば、合議体として機能したかを明らかにする責任があると考えます。</p> <p>一方、議決後の各議員の責任については、議案に対し反対の立場の議員であれば、その政策に問題が生じていないかチェックし、賛成の立場の議員であれば、所期の効果が得られているかという観点でフォローアップをすることになります。議員は、政策に対する立場の違いによって、市民それぞれの支持を得て、またその議決における行動を評価されて、次の選挙において当落が決まってくるという観点から言えば、議員の責任は、議案に対する賛成か反対かの、それぞれの立場に対する責任として生じてくると考えます。</p>
2	第9条第2項 第2号及び第3号	○第2号の条文から、市長等は議長又は委員長の許可を得れば、自由に反問権を行使することができると、解釈してよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・反問権の行使については、下記の文書による質問を含めて、要綱を整備することとしています。 ・文書による質問における閉会中の考え方ですが、「会

		<p>○第 3 号中、「議会は、会期中又は閉会中にかかわらず」とされていますが、議会が活動できるのは会期中に限られていることから、法的根拠の確認が必要ではないでしょうか。</p>	<p>期中に議会は活動する、閉会中は、議会は活動しない」という考え方もあるので、次のように整理させていただきます。</p> <p>〈考え方の整理〉</p> <p>会期外においても議決により閉会中でも議会活動が機能するのは、常任委員会や特別委員会、議会運営委員会があります。それ以外に閉会中も機能するものとして、議会会議規則の規定による、会派代表者会議や議会全員協議会等々の会議が実際にも行われているところであります。また、地方自治法に議会の検査調査権等が規定されています。議会基本条例（素案）においては、議会の権能として議決機関のほかに、市政運営の監視及び評価、議会報告会・市民との意見交換会・政策討論会議の開催を行うことも重要と位置付けています。このことから、議会活動、議会の機能の発揮を会期中だけに限定するとの立場には立っていません。この文書による質問については、議員・議会の調査権を補完するものと考えていますが、なお、条例（素案）中の条文の規定を、別紙のとおり修正します。また、具体的には執行部等との調整を図り、何らかの形で基準を作成したいと考えています。</p>
3	第10条	<p>○条文は、できる規定ではないことから、「市長が提案する全ての施策等について説明を求める。」と解釈できます。また、その一例として先進市議会の資料等の提示がありました。</p>	<p>どのような施策を対象とするか、条例施行前にある程度、具現化しておくことの必要性は十分に理解しています。また、どのようなタイミングで説明を求めるかについても、今後、執行部と協議をする中で、客観</p>

		<p>こういった資料を全ての事業等において求めるとした場合、新たに相当の事務量が発生すると予測されます。</p> <p>説明の要求及び資料提供を拒むものではありませんが、どのような施策等について説明を求めるのか、具体的な範囲を示して頂けないでしょうか。</p>	<p>的な基準の設定を考えています。</p> <p>議会の視察による情報収集の中で、ある市の運用について「政策等の形成過程説明資料」という定型的な様式を設け、その項目に沿って説明事項が記載され、また議会に提出する施策等の基準等を設けることなく、執行部が必要に応じて、当該資料を議案とともに提出しているとの例がありました。</p> <p>参考 〈A市の施策等の定義〉 「市政の重要な計画や指針、公共の用に供する施設の整備に関する計画の策定・変更・廃止等」</p>
4	第11条	<p>○条文末尾の「政策等説明資料の作成を求めるものとする。」という点については、基本的に第10条と同様の要望です。</p> <p>また、現状当初予算議案及び決算議案については、本会議における提案説明、全員協議会における概要説明会、委員会審査における詳細説明と、同じような説明を3回行っておりますが、資料提出に鑑み、これらの説明は改善して頂けるのでしょうか。</p>	<p>他市等の資料を参考にしながら、今後、どのような様式にするかなど執行部と協議をする中で決めていきたいと考えています。また、提案説明についても、その記載される事項など様式の協議の中で、併せて検討させていただきます。</p>
5	第18条 第19条	<p>○第18条 調査機関の設置は、議会の附属機関を設けることになるのでしょうか。</p> <p>○第19条 推進する組織の設置には、他の条例等との調整も必要になるのではないのでしょうか。</p> <p>調査機関や推進組織の設置にあたっては、違法性がないかどうかを確認していただけないのでしょうか。</p>	<p>議会としましては、議決機関として機能するにとどまらず、今後は今まで以上に政策形成や政策立案にも積極的に取り組んでまいります。そのために、学識経験者等の知見を活用するための調査機関の設置について規定しています。調査機関の位置付けに関しましては、地方自治法第100条の2に基づく専門的事項に係る調</p>

査を合同で行わせることを想定しています。例えば、川崎市、さいたま市、新潟市、名古屋市、広島市などの議会基本条例において、議会が学識経験者等を委員とする調査機関の設置について規定しています。また、三重県では附属機関及び調査機関の設置を規定し、いずれも設置事例があります。

附属機関の違法性については、議会が附属機関を設置できないという法的な根拠はないと理解しています。今後、議会においても中長期的な視点から自治体の政策の在り方等を総合的に検討し、政策等を提言していくためには、学識経験者等が与えられた課題に対して自由に持論を展開できる諮問機関などの附属機関の設置が必要となってきたと考えております。

なお、推進組織については、外部委員を想定したのではなく、あくまでも議員が構成員であり附属機関の位置付けではありませんが、条文の記載を別紙のとおり修正いたします。

〈参考〉

○附属機関に対する総務省見解

総務省行政課の見解は、地方自治法は地方議会に附属機関を置くことを想定しておらず、議会基本条例にもとづく附属機関が議会に設置されたとしても、地方自治法に根拠を有しない機関となる（条例のみを根拠とする機関となる。）。地方自治法の想定外の機関であることから、その委員の身分や報酬についても

			検討課題は残っているが、条例の根拠があれば、附属機関の設置それ自体が違法であるということにはならない。
6	条文の最後の言い回しについて	○全体的に、条文最後の言い回しが「ものとする。」といった、義務規定に近い言い回しになっていますが、執行機関の対応等にも配慮頂き、「できるものとする。」といった、できる規定について検討して頂けないでしょうか。	「ものとする。」は、「しなければならない。」よりは義務付けが弱く、ある原則なり方針を示すという場合に用いられます。 「できるものとする。」とした場合、議会がその都度求めることになり、執行部では資料の事前の準備など予見が不可能であると考えます。基本的には「ものとする。」とし、執行部との協議の中で、対象となる施策など予め基準を設けることにしたいと考えています。
7	条例制定、施行日について	○素案のような議会運営に対応するためには、執行機関としても研究等ある程度の準備期間が当然必要ですが、条例だけで具体的な運用等内容が分からない状態です。 このような状況下、6月定例会提出、議決後、平成25年7月1日から施行されても、今の状態では準備ができず、議会对応が危惧されます。 従いまして、提出時期、施行日については、再度検討する余地はないでしょうか。	互いの立場を尊重し、市民のための条例であるという観点から、協議を通じてより良いものにしていきたいとの共通認識を持っています。議会基本条例の施行にあたっては、協議が整っていない部分もあり、それらの条項については、一定期間、施行期日を規則に委任します。しかし、相互の協議を通じて、それらの条項についても早急に施行したいと考えています。

*いただいたご意見については、概要としてまとめさせていただいております。